

2024年3月29日

事業再構築補助金事務局

# 目次

目 次
はじめに
ご利用環境
使用上の注意
アクセスする URL
1. この機能でできること
1-1. 財産分割登録
2. システムへのログイン方法
2-1. ログイン
2-2. メインメニュー
3. 財産分割登録
3-1. システムから行える登録
3-2. 財産管理番号の登録
3-3. 財産分割の登録
3-4. 登録内容の確認
3-5. 財産分割の登録後
3-5-1. 完了された場合
3-5-2. 登録内容の修正依頼があった場合

### はじめに

事業化状況報告システム(以下、「本システム」という。)の財産分割登録機能は、取得財産等管理台帳に記載された 単価50万円(税抜き)以上の財産等について分割を行う場合に、必要事項をオンライン上で入力するシステムです。 本システムの操作手順や入力の際の注意点等を本マニュアルに記載いたしましたので、ぜひご活用ください。

- ※ 本マニュアルは、2024年1月リリースの財産分割登録の説明のみとなります。
- ※ 本マニュアルに記載されている画面上の金額や日付等は、仮のものとなっています。また、補助事業の手引きも合わせてご参照ください。

### ご利用環境

本システムをご利用いただく際は、指定ブラウザの最新バージョンをお使いください。

「Internet Explorer」等のブラウザは、不具合が生じる可能性がありますので使用しないでください。

また、スマートフォン、タブレットは、サポート対象外です。

#### 【指定ブラウザ】

- Google Chrome
- Microsoft Edge(X)
- Firefox
- (※)「Internet Explorer モード」は不具合が生じる可能性がありますので使用しないでください。

### 使用上の注意

本サイトでは、JavaScript を使用しています。JavaScript を無効にしている場合、正常な動作ができない箇所がありますので、ご了承ください。

本サイトでは cookie を使用しています。cookie を無効にしている場合、利用できませんので、ご了承ください。

本システム上の戻るボタンではなく、ブラウザの戻る・進むボタン、ショートカットキーなどを使用されると正常に画面遷移できない場合がありますので、ご注意ください。

30分以上、画面上のボタン操作による遷移がない場合は、タイムアウトとなります。タイムアウトになると入力途中のデータは登録することができず、ログインし直すことになりますので、ご注意ください。

### アクセスする URL

以下の URL よりアクセスしてください。

https://houkoku.jigyou-saikouchiku-kanri.jp/authority/logincompanies/

# 1. この機能でできること

# 1-1. 財産分割登録

「取得財産等管理台帳」に記載した補助事業によって取得し又は効用が増加した単価50万円(税抜き)以上の機械装置等の財産の分割登録を行います。

	本システムへの登録	<b>\</b>	本システムへの 登録後			事務局の確認後
3	<mark>処分前</mark> に随時実施 ※必ず取得財産等管理台帳(様 式第7)に記載した単価50万円 〔税抜き〕以上の機械装置等を <u>処</u> 分する前に行ってください。		が完了すると、事務局が ≿内容を確認します。	登録	から	局の確認完了後、本システム 補助事業者様に手続き完了 −ルが送信されます。

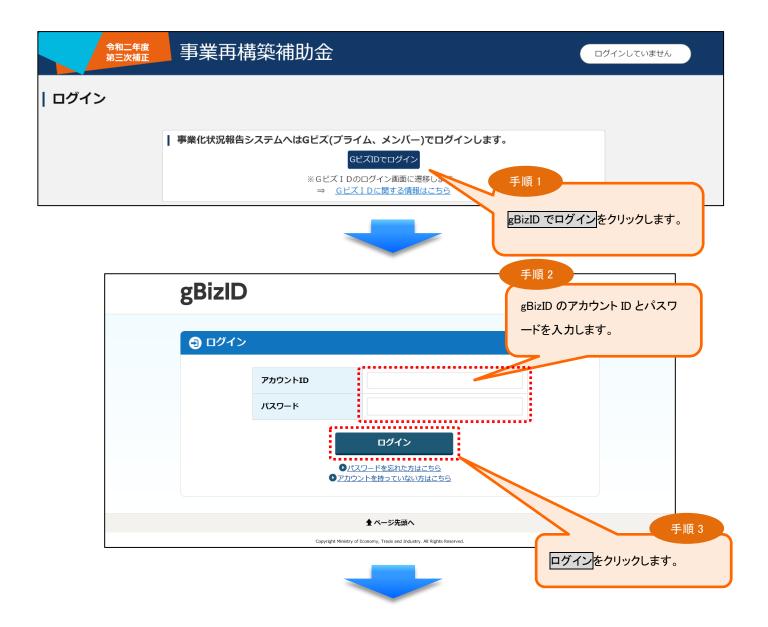
## 2. システムへのログイン方法

## 2-1. ログイン

以下のURLよりアクセスしてください。

https://houkoku.jigyou-saikouchiku-kanri.jp/authority/logincompanies/

本システムのご利用には、gBizID のアカウントが必要です。事前にご用意をお願いします。



### 2-2. メインメニュー

システムにログインすると、メインメニューが表示されます。メニューの中からご利用になる機能を選択し、次に進んでください。

※財産の分割を行う場合は、「財産分割登録(※事務局指示があった場合のみご利用下さい)」を選択します。



## 3. 財産分割登録

### 3-1. システムから行える登録

### (1) 財産管理番号の登録(補助事業者様)

補助事業者様は財産分割の登録を行う前に財産管理番号の登録を行います。

※全ての財産に対して管理番号を登録する必要があります。



# (2) 財産分割の登録(補助事業者様)

補助事業者様は財産分割の登録を行います。



# (3)受付・完了 (事務局)

事務局が本システムに登録された内容を確認し、問題がなければ手続きは完了をします。

※事務局で確認完了されると、補助事業者様に確認完了のメールが送信されます。

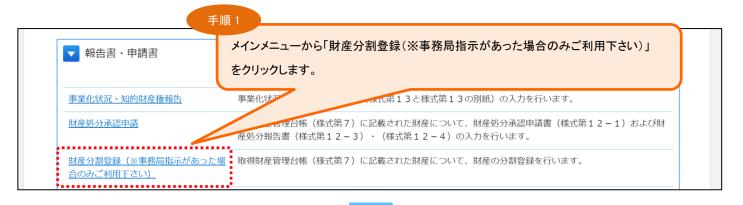


# (4) 様式第7のご準備(補助事業者様)

補助事業者様は本システムから取得財産等管理台帳(様式第7)の EXCEL をダウンロードし、財産処分申請のご準備を頂きます。

# 3-2. 財産管理番号の登録

保有する財産に対して分割の登録を行う前に財産管理番号を登録する必要があります。







令和二年度 第三次補正

# 事業再構築補助金

事業再構築株式会社

ログアウト

申請選択

管理番号登録

登録確認

登録完了

## | 財産管理番号

都道府県	OO県	受付番号	R 001-000
補助事業者名	事業再構築株式会社	法人番号/個人事業主管理番号	ABCDEF012
住所	〇〇県〇〇市〇〇区1丁目2-3	事業計画名	事業再構築の開発
代表者名(担当者名)	事業太郎 (事業太郎)	電話番号(担当者電話番号)	0123456789 (1234567890/1234567890)
事業類型	大規模賃金引上枠	申請者区分	

#### 財産管理番号一覧

No	財産名	管理番号	取得価格 (円) (税抜き)	現在の保管場所 (所在地)	耐用年数 (処分制限 期間)	(実績報告時に報告された) 備考欄の記載内容
1	〇〇工場		100,000,000	東京都〇〇	15年間	00
2	〇〇装置		5,000,000	東京都〇〇	7年間	00
3	〇〇サービス開発		20,000,000	東京都〇〇	5年間	00

戻る

登 録

登録実行

### 手順 3

管理番号を入力します。

- ※以下の場合、財産の管理番号は変更できません。
  - ・処分申請された財産
  - ・分割された財産または財産分割登録されていて未完了 の財産
- ※管理番号は重複して登録することはできません。
- ※管理番号の末尾が丸括弧で囲まれた数字の場合、登録 はできません。

手順 4

登録をクリックします。

 $\downarrow$ 

登録確認画面で登録実行をクリックします。

### 3-3. 財産分割の登録

手順1

▼ 報告書・申請書

メインメニューから「財産分割登録(※事務局指示があった場合のみご利用下さい)」 をクリックします。

事業化状況・知的財産権報告

財産処分承認申請

※式第7)に記載された財産について、財産処分承認申請書(様式第12-1)および財 7報告書(様式第12-3)・(様式第12-4)の入力を行います。

合のみご利用下さい)

<u>財産分割登録(※事務局指示があった場</u> 取得財産管理台帳(様式第7)に記載された財産について、財産の分割登録を行います。



# 事業再構築補助金

事業再構築株式会社

ログアウト

財産分割登録一覧 財産分割登録

登録確認

登録完了

## | 財産分割登録一覧

都道府県	○○県	受付番号	R 1001-000
補助事業者名	事業再構築株式会社	法人番号/個人事業主管理番号	ABCDEF012
住所	○○県○○市○○区1丁目2-3	事業計画名	事業再構築の開発
代表者名(担当者名)	事業太郎 (事業太郎)	電話番号(担当者電話番号)	0123456789 (1234567890/1234567890)
事業類型	大規模賃金引上枠	申請者区分	中小企業者等

#### 取得財産等管理台帳

区分	財産名	単価(円) (税抜き)	取得年月日	保管場所および 設置場所 (所在地)	耐用年数 (年)	備考	類型・種別	管理番号 登録へ
建物	○○工場本体	99,700,000	2022/5/10	東京都〇〇	15	00	その他	建-1
機械・装 置・工 具・器具	○○装置	5,000,000	2022/5/10	東京都〇〇	7	00	産業機械	機-1
無体財産権	○○サービス開発	20,000,000	2022/6/10	東京都〇〇	5	00	その他	シー1

戻る

分割登録

様式第7ダウンロード

#### 手順2

分割登録をクリックします。

※以下の場合、分割登録ボタンは非表示となります。

- ・取得財産等管理台帳に取得財産がない場合
- ・補助金の額が確定していない場合

以下の場合、登録はできません。

- ・未完了の財産分割登録がある場合
- ・中止(廃止)、承継、社名等変更で未完了の届出がある場合
- 管理番号が登録されていない財産がある場合



財産処分承認申請、災害等による財産処分報告が申請されていた場合は行の背景色がグレーで表示され、分割はできません。

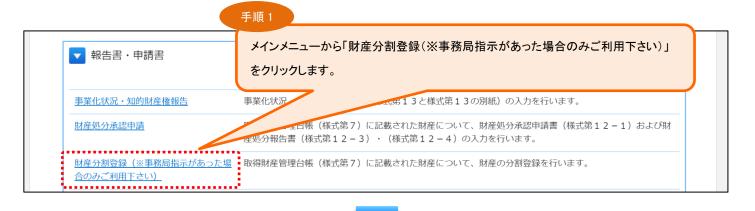


## <入力時の注意点>

分割内容	必須入力です。 分割の内容を入力してください。
財産名	必須入力です。
州庄山	分割後の財産名を入力してください。
	必須入力です。
単価(円)(税抜き)	分割後の財産の合計単価が分割前の財産の単価と一致するように入力してくだ
	さい。
備考	備考を入力してください。
川行	※分割前の財産に備考が入力済の場合、入力内容が初期表示されます。

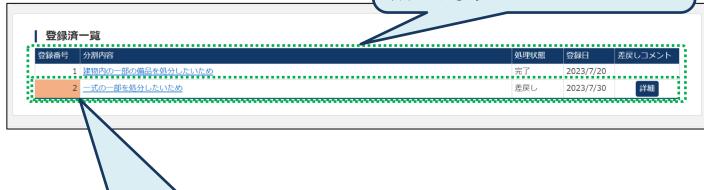
## 3-4. 登録内容の確認

登録済みの内容は「財産分割登録一覧」画面の「登録済一覧」に表示されます。



登録した内容が表示されます。

登録内容を確認する場合は該当の分割内容のリンクをクリックしてください。



差戻しがある場合は登録番号の背景が変更されます。

差戻しコメントの詳細をクリックすることで差し戻された内容が確認できます。

## 3-5. 財産分割の登録後

財産分割の登録後、事務局が入力内容を確認します。内容に問題がなければ完了し、問題があれば修正のお願いをします。どちらの場合であっても、本システムから補助事業者様へメールでお知らせします。

### 3-5-1. 完了された場合

登録内容が事務局により完了されると、本システムからメールが送信されます。

#### 3-5-2. 登録内容の修正依頼があった場合

登録いただいた内容に問題等があった場合、事務局から内容の見直しと修正の依頼をします。本システムから メールが送信されますので修正をお願いします。

なお、財産分割の登録を行うと、登録内容の編集ができなくなりますが、事務局から登録内容の修正依頼があった場合には編集が可能になっています。修正して再登録すると編集不可になりますので、内容をよくご確認の うえ登録をお願いします。